

○青梅市成年後見活用あんしん生活創造事業実施要綱

平成21年4月1日実施

改正

平成30年6月19日

令和5年4月1日実施

1 目的

この要綱は、認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の積極的な活用を図るための成年後見活用あんしん生活創造事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、青梅市（以下「市」という。）とする。

ただし、市は、事業の運営を、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会（以下「受託者」という。）に委託して実施することができる。

3 事業の内容

事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 成年後見制度推進機関の設置・運営

次に掲げる事業等を実施するため、成年後見制度推進機関（以下「推進機関」という。）を設置・運営する。

ア 成年後見人等の支援

成年後見人、保佐人、補助人および任意後見人（以下「成年後見人等」という。）による後見事務の円滑な実施を支援するため、推進機関において、成年後見人等のための実務研修、成年後見人連絡会等を開催する。

イ 地域ネットワークの活用

成年後見に関するニーズの把握および成年後見人等による後見事務の円滑化を図るため、推進機関において、地域の居宅介護支援専門員、ホームヘルパー、かかりつけ医等との連絡会等を開催する。

(2) 成年後見制度利用の促進

ア 成年後見・権利擁護および制度の利用について相談支援を行う。

イ 成年後見制度の広報および啓発活動を行う。

ウ 成年後見人等の支援・養成および不正行為防止のための活動を行う。

エ 上記に掲げるもののほか、地域の特性を踏まえ、成年後見制度の普及・促進に向けて、独自の事業を実施する。

(3) 成年後見人受任調整会議の設置・運営

次に掲げる事業を実施するため、成年後見人受任調整会議を設置・運営する。

ア 法人後見受任の可否に関すること。

イ 後見人等候補者の推薦についての調整に関すること。

ウ 市長申立てについての調整に関すること。

エ その他事業の促進を図るために必要な事項の検討

4 関係機関等との連絡・調整

市および受託者は、事業の実施に当たっては、必要に応じ、次に掲げる機関、団体、専門職等と連携・調整を行い、円滑な事業の運営を図るものとする。

(1) 地域包括支援センター、地域活動支援センター、こども家庭センター、社会福祉事業団、特定非営利活動法人、消費者センター、医療機関、福祉サービス提供事業者、居宅介護支援事業者等地域の関係機関、その他関係団体

(2) 弁護士、司法書士、社会福祉士その他専門職団体

(3) 保健所、児童相談所、福祉事務所その他地方公共団体の関係部署

(4) 民生委員、児童委員および保護司

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

6 実施期日

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

7 経過措置

(1) この要綱の一部改正は、平成30年6月19日から実施し、同年4月1日から適用する。

(2) この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。